

空き家で
困っている！
みんな知らんぷり
火事の責任は？

銀行で母に
後見人つけろ
と言われた！
それ何のこと？

遺言で
もめない
ようにしたい

取引先が
工事代金を払っ
てくれない！

返済したはずの
抵当権が
残ったまま(驚)！

話し合いたいが
行方不明者
がいてお手上げ!？

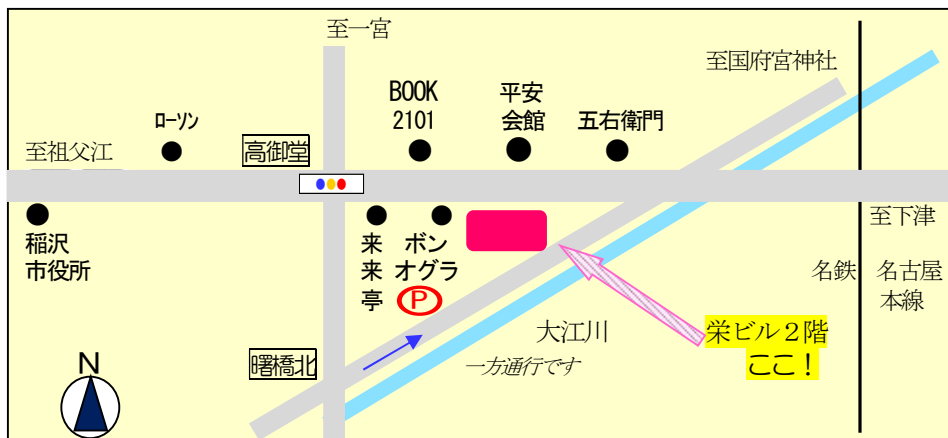
こんなときは
司法書士にご相談ください！

相談予約TEL：0587-24-9511

司法書士&行政書士 大野修平事務所

〒492-8213 稲沢市高御堂
1丁目22番3号栄ビル2階

メールでも受け付けます E-mail: i73waohno@ybb.ne.jp
愛知県司法書士会/行政書士会会員(登録番号1121号/03191813号)
簡裁訴訟代理権認定番号218160 (社)成年後見センターリーガル・サポート会員



企業・団体様へ

セミナー講師引受けます！下記テーマ等でのセミナー・勉強会の

講師または説明会をお引き受けいたします。(費用等要相談) 社内研修・勉強会、教養講座等
ご利用ください。<実績例> ・空き家問題とその対策 ・相続と遺言の基礎知識

- ・成年後見制度について(利用のメリット・デメリット)
- ・売掛金回収、与信管理
- ・中小企業の会社法対応
- ・消費者トラブル、悪質商法とその対策
- ……etc.

あなたの街へ馳せ参じます！

※匿名での相談はご遠慮ください(利益相反等の問題発生防止のためご協力お願いします)。

※※個別具体的な事案に対する説明・回答は、メールや電話ではいたしかねますのでご了承ください。